

# 太田市建設工事等資金貸付条例

平成17年3月28日

条例第74号

## (目的)

第1条 この条例は、市発注の建設工事等の請負業者に対し、当該建設工事等請負代金に相当する額の一部を貸付資金として貸付けを行うことにより、建設工事等の適切な施工を促進するとともに経済活動の振興を図り、地場産業の育成に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事等 市発注の建設工事、改修工事、補修工事、修繕等をいう。
- (2) 貸付資金 建設工事等の請負業者に対し、市がこの条例により、当該建設工事等の請負代金に相当する額の一部を貸し付ける資金をいう。

## (貸付対象者)

第3条 貸付資金の貸付けを受けることができる者は、建設工事等の請負業者で、次に該当するものとする。

- (1) 規則で定める市内業者で、市税を完納している者
- (2) 当該建設工事等が完成し、又は完成する見込みがある者
- (3) 当該建設工事等の請負代金の支払をもって返済する他の融資契約を締結していない者

## (貸付対象建設工事等)

第4条 貸付対象の建設工事等は、請負金額が130万円以上で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 工事進捗率<sup>ちよく</sup>が100分の70以上の建設工事等
- (2) 前号に規定する工事進捗率<sup>ちよく</sup>に満たないもので、市長が特に認めた建設工事等

## (貸付資金)

第5条 前条に規定する建設工事等の貸付資金の限度は、請負金額の出来高に100分の90を乗じて得た額（前金払及び部分払のある建設工事等については、当該金額から前金払及び部分払の金額を控除した額）とし、その範囲内で貸し付けるこ

とができる。

- 2 前項に規定する100分の90を乗じて得た額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(貸付期間)

第6条 貸付期間は、貸付日から建設工事等請負代金の支払日(支払日前に返済する場合は、その日)までの期間とする。

(貸付資金の利率)

第7条 貸付資金の利率は、規則で定める。

(利子の計算)

第8条 利子については、貸付資金の金額に利率を乗じ、その貸付期間の日数に応じて得た額とする。

(借入れの申込み)

第9条 貸付資金を受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、規則で定めるところにより、借入申込書を市長に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第10条 市長は、貸付資金の借入れの申込みがあったときは、内容を審査の上、貸付けの可否を決定するものとする。

- 2 市長は、貸付けの可否を決定したときは、規則で定めるところにより、その結果を速やかに借入申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第11条 前条の規定により、貸付決定の通知を受けた借入申込者は、規則で定める契約書により市長と契約を締結しなければならない。

- 2 市長は、貸付決定の通知を受けた借入申込者が貸付けの決定があった日から10日以内に契約を締結しないときは、貸付決定を取り消すものとする。
- 3 借入申込者は、やむを得ない事情により第5条に規定する貸付資金の限度額の範囲内において、貸付資金の額の変更を必要とするに至ったときは、当初の申込手続に準じて、貸付資金の額の変更を申請することができる。この場合において、前条及び前2項の規定を準用する。
- 4 市長は、建設工事等の変更に伴い、当該建設工事等の変更契約を締結した場合において、貸付資金が当該変更契約に基づく第5条に規定する貸付資金の限度を超えているときは、当該限度内で第1項に規定する契約の変更契約を締結するも

のとする。

(貸付資金の支払時期)

第12条 貸付資金の支払は、契約締結の日から10日以内に借入申込者名義の口座へ振り込むものとする。

(返済方法)

第13条 貸付資金の返済に際しては、貸付資金を借り入れた者(以下「借入者」という。)は、建設工事等請負代金の支払日(支払日前に返済する場合は、その日)に、市長の指定した方法により貸付資金及び貸付資金の利子を納入しなければならない。

(返還命令)

第14条 市長は、借入者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより返還命令を行い、貸付資金及び貸付資金の利子の全部を返還させるものとする。

(1) 貸付資金の返済を怠ったとき。

(2) 市長に対して虚偽の申請その他不正手段により、貸付資金を借り入れたとき。

(3) 市長の指示に従わなかったとき、又はこの条例及びこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

(違約金)

第15条 市長は、借入者が第6条に規定する貸付期間内又は前条の規定により市長が指定した日までに貸付資金及び貸付資金の利子を返還しないときは、貸付期間の満了日又は指定した日の翌日から返還の日までの日数に応じ、貸付資金及び貸付資金の利子に対し、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した違約金を請求することができる。

(調査等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、借入者に対し、貸付資金の使用について調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(虚偽等の処分)

第17条 市長は、第14条各号のいずれかに該当した借入者について、規則の定めるところにより、指名停止の処分をすることができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の太田市建設工事等資金貸付条例(平成13年太田市条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。